

令和7年度魚沼市出会いの場創出支援事業 補助金ご利用の手引き

独身男女の出会いの機会づくりにご協力ください！！
婚活イベント等を実施する団体を支援します。

事業の目的

少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化に対する取組として、結婚を望む男女の出会いの場の提供を目的とした交流イベント等を行う団体等に対して事業費の一部を補助します。

対象となる団体

下記の①と②をすべて満たす団体とします。

- ①市内に事業所等の拠点を有し、主として市内で活動を行っているもの
- ②組織運営に関する規約等を有し、独立した経理を行っているもの

対象となる事業

独身の男性及び女性を対象とした健全な出会いの場を提供する事業であり、原則、次の①～⑥のいずれにも該当する事業とします。

- ①20歳以上を対象とするもの
- ②参加者を実施する団体等の構成員に限定しないもの（ただし、3つ以上の団体等で構成する実行委員会、業界団体等が、構成員同士の交流を通して出会いの場を提供する場合を除く）
- ③参加者を男女各10人以上とし、同数を目標に広く募集するもの
- ④男性参加者の過半数を、市内に在住し、又は勤務する者とするもの
- ⑤参加者から参加費等を徴収する場合に、その額を参加者本人が消費する実費程度（飲食費等）とするもの
- ⑥年度内に終了する事業であること

補助対象経費 ※領収書等により支出を確認できるもの

補助金の交付対象となる経費は、イベントに係る経費に限るものとし、次に掲げるものを除くものとします。

- ①補助対象事業と直接関係のない補助対象団体等の恒常的な運営経費
- ②参加者への記念品及び土産代（体験実習等を行うための材料費は除く。）

- ③参加者の飲食費(調理実習等を行うための食材料費は除く。)
- ④2 万円以上の物品代
- ⑤補助金の交付決定前に開催したイベント等に係る経費
- ⑥その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費

補助金の額 ※補助金は事業実施後に交付します。

- ・補助対象経費の合計の 10/10 以内の額とし、補助金の上限額は、事業の実施回数にかかわらず、1 団体につき同一年度で原則 30 万円※とします。

※イベント等の一環として、男性の妊娠・出産に対する理解や家事・育児への積極的な参画、ワーク・ライフ・バランスの実現等、結婚後の生活も見据えたセミナー等を実施する場合、補助金の額を 30 万円以上に定めることができます場合があります。詳しくはご相談ください。

ただし、セミナー等は 2 回以上連続して開催しなければならないものとし、身だしなみ、話し方等イベントの事前準備のために行われるものは対象外とします。

- ・補助金の額は、次の①と②の額を比較し、いずれか少ない方の額とし、算出された額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。
- ①補助対象経費の実支出額と補助限度額を比較して少ない方の額
- ②総事業費から参加費、寄附金、その他の収入額(国、県等の補助金等)を控除した額

その他

補助金の交付を受ける団体は、次のような支援を受けることができます。

- ①魚沼市公式ホームページへの事業掲載
- ②魚沼市役所、その他の公共施設へのチラシ・ポスター等の配置・掲示
- ③近隣市町村への広報依頼

申請方法

補助金交付申請書に関係書類を添え(各 1 部)、下記の提出先へ郵送又は持参してください。提出書類は、市ホームページや下記窓口で配布します。

【提出先】〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地

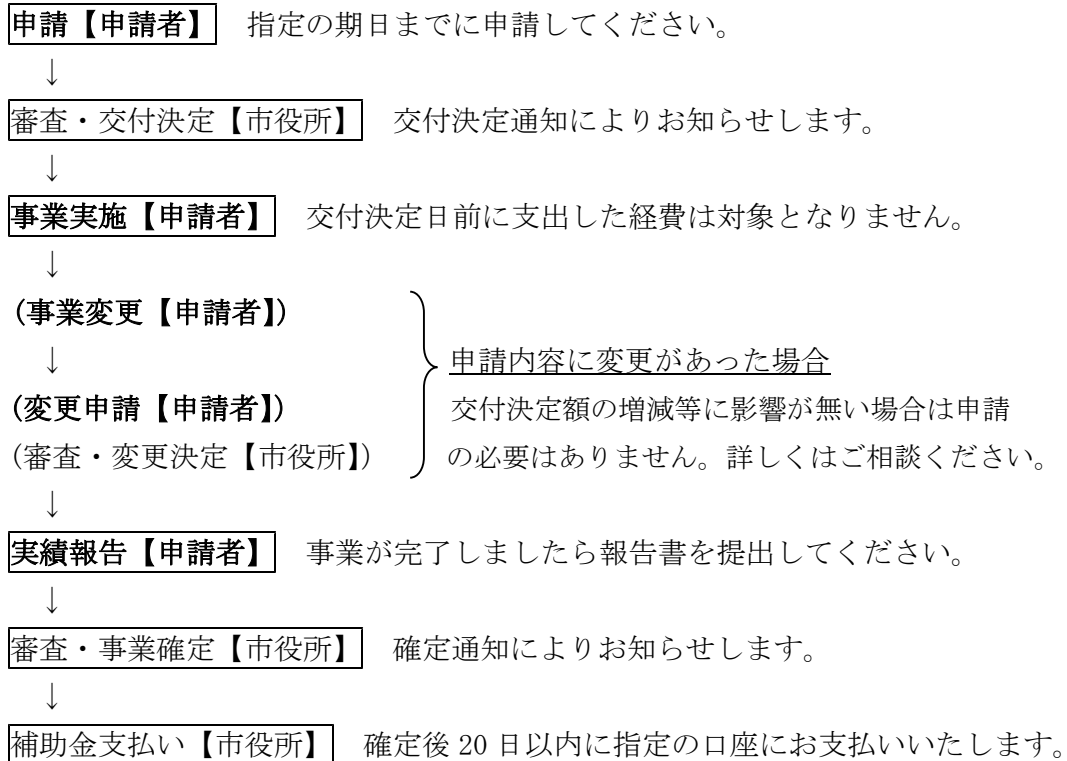
魚沼市役所総務政策部 地域創生課まちづくり係(本庁舎 2 階 13 番窓口)

申請の受付

受付は随時行い、受付順に決定します。応募多数の場合は、予算の範囲内で交付額を決

定します。また、受付の終了については市ホームページでお知らせいたします。

申請後の流れ



提出様式・書類

交付申請

- ①魚沼市出会いの場創出支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
- ②事業計画書(様式第 2 号)
- ③事業収支予算書(様式第 3 号)
- ④団体等概要説明書(様式第 4 号)
- ⑤団体規約・会則等の写し(法人登記している団体等は除く。)
- ⑥事業に要する経費の根拠資料(見積書等)

変更交付申請

- ①魚沼市出会いの場創出支援事業補助金変更(廃止)申請書(様式第 5 号)
- ②事業内容、予算書その他の変更を明らかにする資料(任意様式)

実績報告

- ①魚沼市出会いの場創出支援事業補助金実績報告書(様式第 6 号)
- ②事業報告書(様式第 7 号)
- ③事業収支決算書(様式第 8 号)
- ④補助対象事業に要した経費の領収書の写し

⑤開催要項、募集チラシ等

⑥当日の様子が分かる写真（任意様式）

実施上の留意事項

- ・事業の実施にあたっては、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- ・事業の実施にあたって知り得た個人情報は、実施団体の責任において厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に転用しないこと。また、個人情報の問い合わせについては、事前事後を問わず応じないこと。
- ・事業参加者からの苦情やトラブルは、実施団体において責任を持って対応すること。
- ・事業開催時にアルコールを提供する場合は、公共交通機関の利用など参加者の交通手段を確保するとともに、事前に参加者に対して飲酒運転をしないよう必ず告知すること。
- ・参加者同士の個人情報の交換は、参加者個人の責任において行わせること。
- ・その他、補助金要綱の内容を遵守すること。

お問い合わせ先

魚沼市役所総務政策部 地域創生課まちづくり係

電 話：025-792-9752 FAX：025-792-9500

e-mail：chiiki@city.uonuma.lg.jp